

# 外 壁

## 【修景基準】

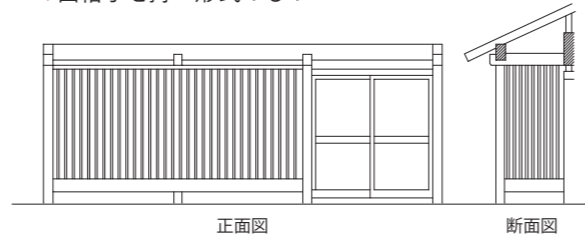
- ◆材質、様式、意匠は、伝統的建造物の特性を維持したものとす。

## 【修景基準細則】

- ◆周辺の建物との調和を考慮し、1階の外観方式をAタイプ、Bタイプ又はCタイプのいずれかとする。A～Cタイプの組み合わせも可とする。
- ◆Aタイプ：格子や出格子で構成し、駒寄を設置する場合もある。
- ◆Bタイプ：全面を開放できるようなガラス窓のついた木製建具で構成し、戸袋を設けて収納できるものとする。
- ◆Cタイプ：腰壁と格子窓で構成し、腰壁は石貼り、タイル貼り、銅板葺き、板葺きのいずれかとする。
- ◆タイルは、無釉タイル(スクラッチタイル等)とする。
- ◆1階：主たる通りに面する外壁は、原則として真壁とし、大壁とする場合は、真壁風の意匠とする。また、壁仕上げは、土壁、漆喰(漆喰調塗壁含む)、板貼りとする。
- ◆2階：真壁又は大壁とし、壁仕上げは土壁、漆喰(漆喰調塗壁含む)とする。
- ◆主たる通りに面しない側壁等の仕上げは、土壁、漆喰(漆喰調塗壁含む)、板貼りとする。

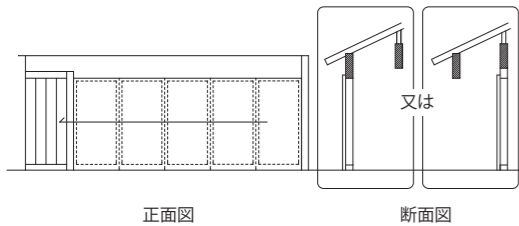
### Aタイプ

- ◆出格子を持つ形式のもの



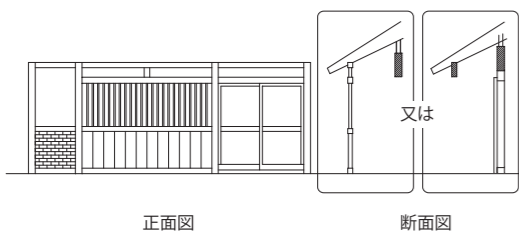
### Bタイプ

- ◆成の高い平物を渡し、表側を開放できる形式のもの



### Cタイプ

- ◆タイルや石貼りを持つ形式のもの



※具体的な建築例は、P18～P22をご覧ください。

# 建 具

## 【修景基準】

- ◆位置及び形態は、伝統的建造物の特性を維持したものとす。
- ◆建具は、原則として木製とする。
- ◆主たる通りから望見できる箇所にある建具には、伝統的な意匠の出格子や虫籠窓を設ける等、伝統的建造物の特性を維持したものとす。

## 【修景基準細則】

- ◆材質は木製とし、やむを得ず金属製建具とする場合は、木製の格子などを設置し、外観上は、金属製建具が容易に確認できないようにする。金属製建具とする場合、金属製建具部分は、補助対象外とする。
- ◆1階出入口は、原則として1枚戸ではなく、2枚引き違い戸とする。
- ◆金属製格子などを設ける場合、形状は丸棒とする。
- ◆既製品などの金属製面格子(枠に取り付けるもの)は、不可とする。
- ◆木製格子は、地区内の事例を参考とし、デザインすることとする。
- ◆雨戸を設ける場合、材質は木製とし、木製の戸袋を設けることとする。
- ◆やむを得ず金属製の雨戸及び戸袋を設ける場合は、木製の格子などを設置し、外観上、金属製雨戸及び戸袋が容易に望見できないようにする。この場合、金属製雨戸及び戸袋は補助対象外とする。



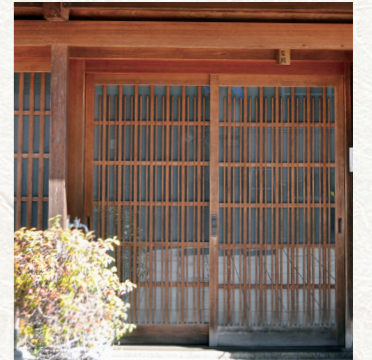
お多福窓



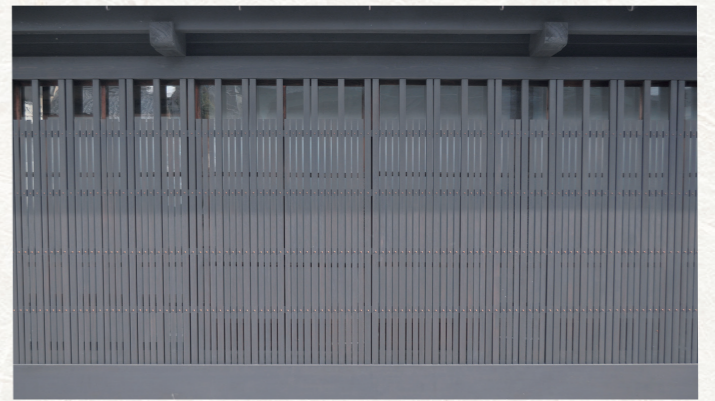
金属製格子



虫籠窓



出入口の2枚引き違い戸



木製格子

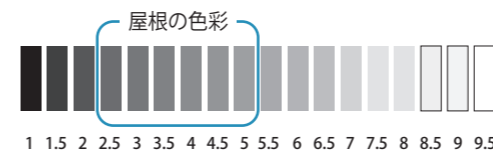
# 色 彩

## 【修景基準】

- ◆伝統的建造物の特性を維持したものとし、全体として町並みに調和したものとす。

## 【修景基準細則】

- ◆主たる通りに面する部分について、漆喰壁は、原則として白漆喰とし、周辺の状況を考慮し、墨入りも可とする。
- ◆木部は、白木のままを原則とし、塗装する場合は、自然系木材保護塗料を用い、色は茶系統とする。
- ◆屋根の色彩は、濃灰、灰色、若しくはこれに近い色とする。

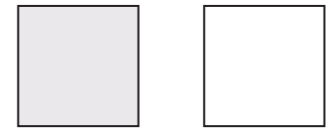


## 【壁の色】

漆喰壁と連続感を持つ白、あるいは黄味を帯びた温かみのある白

- ◆マンセル色度の範囲

- ・色相 7.5YR～2.5Y
  - ・明度 9以上
  - ・彩度 1以下
- (明度9以上の無彩色を含む)



## 【木部の色】

木部は落ち着いた茶系統

- ◆マンセル色度の範囲

- ・色相 2.5YR～10YR
- ・明度 2～4.5
- ・彩度 3以下

